

五泉市農業委員会

令和5年 第10回 定例総会議事録

会議開催 令和5年10月31日(火) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 5階 全員協議会室

出席委員(19人)

1 番	大湊 弘明	2 番	渡辺 清滋
3 番	今井 聡	4 番	亀山 公子
5 番	大槻 彰吉	6 番	高橋 喜美子
7 番	川村 孝雄	8 番	林 毅
9 番	権平 孝男	10 番	金子 信行
11 番	小泉 和吉	12 番	長谷川 亘
13 番	渡邊 利雄	14 番	羽賀 隆
15 番	阿部 伸由	16 番	樋口 勝俊
17 番	酒井 美奈子	18 番	加藤 健一
19 番	松尾 タカ子		

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

局 長 それでは、ご案内の時間となりましたので、ただいまから、令和5年第10回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和5年 第10回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号3番 今井聡 委員、4番 亀山公子 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長10番 金子信行 委員から報告してもらいます。

調査班長（金子信行 委員）

 はい議長。議席番号10番、現地調査班 金子です。

 優良農地の保全と確保、無断転用の防止として10月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、山口 推進委員、地濃 推進委員、山崎 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区では伊勢の川、下条、橋田、丸田、能代、荻野島、村松地区では村松字小新保、中野橋、青橋、刈羽、熊野堂 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見

受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数5件で、売買が3件、地上権の設定が2件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲渡人が市外に居住しており農地の管理ができないため、畑2筆、合計面積902.70㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3ページに戻っていただき、番号2番は、売買の案件となります。譲渡人が高齢で管理ができないため、田7筆、合計面積2,470㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

7ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4ページをご覧ください。番号3番は、売買の案件となります。譲渡人が県外に居住しており農地の管理ができないため、畑2筆、合計面積317㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

8ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4ページに戻っていただき、番号4番は、地上権の設定の案件となります。こちらは、令和2年に許可を受けているものの更新となります。太陽光発電施設の設置のため、ソーラーパネルの分の空中を利用するため、議案書記載の金額で貸借するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。検討結果に記載されていますが、農作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保、作付作物の単収状況などからみて、営農条件に支障を生じるおそれがなく、許可要件を満たすと判断しております。

なお、議第3号の農地法5条による許可申請で、太陽発電施設の支柱の分、地面についての一時転用申請が併せて提出されております。

5 ページをご覧ください。番号5番は、地上権の設定の案件となります。こちらは、令和2年に許可を受けているものの更新となります。太陽光発電施設の設置のため、ソーラーパネルの分の空中を利用するため、議案書記載の金額で貸借するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。検討結果に記載されていますが、農作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保、作付作物の単収状況などからみて、営農条件に支障を生じるおそれがなく、許可要件を満たすと判断しております。

なお、議第3号の農地法5条による許可申請で、太陽発電施設の支柱の分、地面についての一時転用申請が併せて提出されております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は荻野島地内の畑、番号2番は青橋、中野橋、刈羽地内の田及び休耕田、番号3番は村松字小新保の畑、番号4番は下条地内の太陽光発電施設の設置された畑、番号5番は熊野堂地内の太陽光発電施設の設置された畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は総数3件です。

13ページをご覧ください。番号1番は、能代地内の登記地目 田1筆、面積259㎡を農業用施設の拡張とする永久転用案件となります。

20ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア－(イ)－b」であります。申請地は、能代地内の農振農業用施設用地であり、農業用施設に限り転用が認められております。計画は農業用施設の拡張であるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

13ページに戻っていただき、番号2番は令和2年に許可を受けているものの更新となります。下条地内の登記地目 田2筆、合計面積1,917㎡のうち、8.84㎡を太陽光発電設備、具体的には支柱を設置する一時転用であります。申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「みょうが」を作付するものであります。

29ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ－(イ)－b」であります。

申請地は、下条地内の第1種農地と判定され、本来転用は認めれませんが、一時転用については認められております。太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電施設のための一時転用であり、やむを得ないものと判断いたしました。

13ページ戻っていただき、番号3番は令和2年に許可を受けているものの更新となります。熊野堂地内の登記地目 畑1筆、面積3,003㎡のうち5.27㎡を太陽光発電設備、具体的には支柱を設置する一時転用であります。申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「ふき」を作付するものであります。

39ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア－(イ)－c」であります。申請地は、熊野堂地内の農振農用地であり、本来転用は認めれませんが、一時転用については認められております。太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電施設のための一時転用であり、やむを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（金子信行 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は能代地内の休耕畑、番号2番は下条地内の太陽光発電施設の設置された畑、番号3番は熊野堂地内の太陽光発電施設の設置された畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員

2 番、渡辺です。内容そのものについてはよろしいのですが、この一時転用の意味といえますか。おそらくこの農地は大変良いので一時的に転用だけは認めると、という意味なのかなと思うのですが、結局これは3年間で終わったらまた一時転用ということで、いつになったら終わるのか、その辺が少し疑問に思っているのです。

大事な農地だからこそやむを得ず一時転用ということであれば、これは一般的には数年で終わるのかなと思っていますが、これがまた継続、継続ということになると、この意味合いを少し教えていただきたいと思います。

議 長 事務局。

阿部係長 はい。お答えします。

まず一時転用の方からお話ししますと、一時転用につきましては原則としては最大で3年間。そして3年経った場合は再申請、あるいは計画の変更で期間を延長すると色々な方法がありますが、基本的には3年一区切りとなっております。

今回の営農型の太陽光発電の場合、太陽光発電の買い取り期間が20年と聞いております。そこで20年と一時転用期間の3年間というもののすり合わせというところで、国および県から通達が出ておりまして、営農型の太陽光発電に伴う一時転用については3年ごとに、20年と長期間でありますので、3年ごとに申請するという事で受け付けなさいよと、現在のルールと太陽光発電の買い取りルールとのすり合わせが行われているところであります。

議 長 渡辺委員、よろしいでしょうか。

渡辺清滋 委員

わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員

9 番 権平です。中身は問題ないと思いますけど、申請書のなかに申請者の押印があるものとないものがあります。そういう場合の受付はどうなるのですか。

議 長 事務局。

阿部係長 お答えをいたします。権平委員のご指摘のとおり申請によって押印があるものとな
いものがございます。これにつきましては、令和4年度以来、国の施策のなかで行政
に提出する書類の押印を省略しても良いではないかという動きがございました。河野
大臣が進めた施策であります。

そのなかで、農林水産省として何の書類を押印がなくても良いことにするかという
ことで議論が行われた結果、農地法の4条、5条の申請書については基本的には押印
がなくても受付してくださいよ、ということで通知が来ております。

ですので基本的にはハンコがなくとも受付はいたします。しかしながら、申請者の
方の中にはやはり押印したい、押印しないと収まりが悪いという方もいらっしゃる
ので押される方もいらっしゃいます。それが別にだからダメということではなくて、
粛々と受付をしておりますので、申請によって押印があつたりなかったりというもの
であります。どちらも有効なものと考えております。

議 長 よろしいですか。

権平委員 でも、五泉市として統一していった方が良いと思いますけど。いかがでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 そうですね。事前に打ち合わせ等でおいでになられる場合におきましては、押印い
らないですよとお話したいと思います。ですが最終的に押してこられた場合は、そ
れはそれで受付をしたいと考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

権平委員 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定
することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数4件で、売買が2件、賃貸借が2件であります。

43ページをご覧ください。番号1番は、丸田地内の登記地目 田1筆、面積191㎡を隣接する雑種地と一括して個人住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

50ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、丸田地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

43ページに戻っていただき、番号2番は、橋田地内の登記地目 畑5筆、合計面積348㎡を隣接する宅地と一括して個人住宅建築用地とする永久転用案件で、売買となります。

57ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は、橋田地内の第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。周辺を宅地に囲まれた、農地の広がり10ha未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

43ページに戻っていただき、番号3番は、下条地内の登記地目 田2筆、合計面積2,076㎡のうち、3.36㎡を太陽光発電設備、具体的には支柱を設置する一時転用であります。令和2年に許可を受けてり、更新申請となります。申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「みょうが」を作付するものであります。

69ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ(イ) - b」であります。申請地は、下条地内の第1種農地と判定され、本来転用は認められませんが、一時転用については認められております。太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電施設のための一時転用であり、やむを得ないものと判断いたしました。

44 ページをご覧ください。番号 4 番は熊野堂地内の登記地目 畑 1 筆、面積 3,003 m²のうち 8.93 m²を太陽光発電設備、具体的には支柱を設置する一時転用であります。令和 2 年に許可を受けており、更新申請となります。申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「きくいも」を作付するものであります。

81 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア - (イ) - c」であります。申請地は、熊野堂地内の農振農用地であり、本来転用は認められませんが、一時転用については認められております。太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電施設のための一時転用であり、やむを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (金子信行 委員)

はい議長。説明いたします。番号 1 番は丸田地内の休耕田、番号 2 番は橋田地内の休耕畑、番号 3 番は下条地内の太陽光発電施設の設置された畑、番号 4 番は熊野堂地内の太陽光発電施設の設置された畑でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

85 ページをご覧ください。

今月は3件の申し出がありました。番号1番のから番号3番の内容については、令和5年10月16日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号3番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積512 m²、番号2番は、合計面積20,753 m²、番号3番は、合計面積4,243 m²、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

なお、番号1番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を所有しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は6件で、新規の利用権の設定が1件、利用権の再設定が5件となっております。

91 ページからをご覧ください。

番号1番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、面積1,004 m²、こちらを議案書記載の依数で貸し借りするものです。

続きまして、番号2番から番号6番は、利用権設定の再設定の案件です。これらを

議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。
これをもちまして、令和 5 年第 10 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 30 分 閉会)